

# 清代嘉慶・道光期における盜案の裁判

鈴木秀光

## 【目次】

### はじめに

第一章 嘉慶・道光期の盜案の裁判における変化

(一) 事件発生を報告する通稟

(二) 現場検証の委任

(三) 上申先の変更

(四) 解審先の変更

(五) 窃盗等における解審の一部免除

(六) 恭請王命と就地正法

(七) 鎖帶鉄桿・鎖帶石礎

(八) 費用の確保

(九) 嘉慶・道光期の条例

第二章 嘉慶・道光期における盜案の裁判の特徴

おわりに

## はじめに

清代中期における人口の急増は、社会において様々な影響を与えたと推測される。その影響に関して、同時代的認識として、人口の急増により過剰人口が犯罪に手を染める危険性があるとする意見が存在した。例えば洪亮吉は、おそらくは乾隆末年頃の状況として以下のように指摘する。<sup>〔一〕</sup>

農業をする者は以前の十倍であるも田は増えず、商売をする者は以前の十倍であるも商品は増えず、知識人は以前の十倍であるも文章を書き教育する場所は増えていない。……これでは年中真面目に働いて生涯忙しくして、身を慎む者にはにわかに問題が生じる心配があり、不肖者にはついに強奪の災いが生じるに至る。しかしながら自分は勤勉で財産がある者を計算するのみである。戸口が以前の十倍であれば、ぶらぶらとして仕事をしない者は以前の数十倍となる。この数十倍のぶらぶらとして仕事をしない者が水害や旱魃、疫病に遭えば、手をこまねいて死を待つことが有り得ないことは明らかであろう。

〔為農者十倍于前而田不加增、為商賈者十倍于前而貨不加增、為士者十倍于前而傭書授徒之館不加增。……此即終歲勤動、畢生皇皇、而自好者居然有溝壑之憂、不肖者遂至生攘奪之患矣。然吾尚計其勤力有業者耳。何況戸口既十倍于前、則游手好聞者更数十倍于前。此数十倍之游手好聞者遇有水旱疾疫、其不能束手以待斃也明矣。〕

当時の状況についてこのような同時代的な指摘があるものの、この人口急増が直接に犯罪増加と結びつくもので

あつたかどうかは必ずしも詳らかではない。また当時、それ以前と比較して実際に犯罪が増加したかについても、統計的に明らかになっているとは言い難い。ただ少なくとも言えることは、清代中期の人口の急増を経た後の段階である嘉慶・道光期において、裁判に携わる官僚の間で、犯罪が多い、あるいは増加したことにより従来のままで対応が困難になっているという認識が存在し、その対策が模索されていてことである。

例えば嘉慶二十三年の山東省では、「近日、山東省では衆を集めての集団窃盜が非常に多く、……厳しく条文を立てる必要がある〔近日東省糾衆夥窃之案甚多、……自應嚴立科條〕」として、集団窃盜の厳罰化を奏請して条例が制定されている。<sup>②</sup>また後で紹介するように、同じく山東省の道光七年の段階では、窃盜などに関して「平時は案件が少なく犯罪者も稀なので無理をして対応できるも、今は案件が多く犯罪者も増えているため、持ちこたえることが難しくなつていてる〔平時案簡犯稀、尚可勉強設措、今則案多犯衆、実屬難以支持〕」として、解審の一部免除が奏請されている<sup>③</sup>。そして同様の奏請が四川省からもなされた後、それを検討する刑部は「近來、積匪・猾賊が社会に害をなす案件は日に日に多くなり、ただ四川省だけではない〔近來積匪・猾賊為害閭閻之案、日漸繁多、不獨四川一省為然〕」として、解審の一部免除を内容とする条例の制定を提起している<sup>④</sup>。

このように、犯罪が多い、あるいは増加したことに伴い何らかの対策が必要であるということは、当時の裁判を担当する官僚のいわば共通認識として存在していた。そしてここでの犯罪とは、主に窃盜や強盜など、人の財物を盗む「盜案」が想定されていた。その結果、嘉慶から道光という時期における刑事裁判は、盜案のそれを中心にして手続の各方面において様々な変化が生じ、あるいは顕在化することとなつた。

それでは、嘉慶から道光という時期を考えた時、そこにおいて生じた、あるいは顕在化した盜案の裁判に関する変化とは具体的にはどのようなものであつたか。またそれらは全体としてどのような特徴を有していたか。

著者はこれまで刑事裁判における個々の手続の解明を進めてきたが、そのような手続には同じような時期に生じているといった共通性が見られる場合もあったことから、時期に着目して検討することもまた必要ではないかという認識を持つに至った。しかし従来の研究では、いずれも刑事裁判の個々の手続の解明が主眼であり、その限りにおいて時期的な問題を検討対象とすることもあったが<sup>(5)</sup>、特定の時期を指定してそこにおいて生じた変化をいわば横断的に検討するということは十分に行つてこなかつた。そこで本稿では、嘉慶・道光期という時期を設定して、そこにおける盗案に関する裁判上の様々な変化を紹介し、この時期における盗案の裁判の特徴を明らかにしたい。

以下、第一章では、嘉慶・道光期において生じた、あるいは顯在化と考えられる盗案の裁判における様々な手続等の変化を概観する。そして第二章では、第一章で得られた知見を踏まえて同時期における盗案の裁判の特徴を検討する。なお本稿の目的より、別稿すでに考察した内容と重複する部分もあるが、行論の関係上、必要な範囲で再度紹介することとする。

## 第一章 嘉慶・道光期の盗案の裁判における変化

### (一) 事件発生を報告する通稟

清代、命盜案件において州県官が関係各上司に対してもう事件発生の報告として、公文書の形式で報告する「通詳」に加えて、信書の形式で事件の発生と一応の状況を報告する「通稟」が存在したことが知られている。<sup>(6)</sup> このうち通詳については、例えば乾隆期においてその関連規定が存在することからも明らかのように、嘉慶期以前より全國において実施されていた。これに対して通稟は、全国を対象とする規定としては、林揚祖（当時は署陝甘總督）<sup>(8)</sup>

の奏請による、

今後各省の州県で命盜案件が一たび報告されれば、直ちに赴いて現場検証を行い、盜案であれば三日以内に、命案であれば五日以内に、まずおおよその状況を適切に通稟せよ。もし遅れること二十日になれば、部に交わして処分することを奏請せよ。もしあえてはばかり隠して報告せず、別に発覚したら、より重く処分する。

〔嗣後各省州県、凡遇命盜案件、一經報到、立即前往勘驗、盜案限三日、命案限五日、先將大概情形、切実通稟。如有至二十日者、奏請交部議処。儻敢諱匿不報、別經發覺、從重究辦。〕

という咸豐十年の上諭が挙げられる。<sup>(9)</sup>

それではこの咸豐十年の上諭以前において、事件発生の報告として、通詳に先立つてなされる通稟は実施されていなかつたのだろうか。このことについて、例えば山東省の省例と考えられる『東省通飭』には、道光六年の規定として、

今後、命盜および内容が重大な案件があれば、十日以内に先行して通稟し、一方で例に照らして詳文で報告して実力でもつて捕縛し、兇盜を捕えて追及して処理せよ。

〔嗣後、遇有命盜及情重案件、務于十日以内先行通稟、一面照例詳報、實力緝拏、兇盜務獲究辦。〕

というものが存在する。<sup>(10)</sup>また広東省の道光二十五年までの省例を収録する『粵東省例新纂』には、

各属が呈報する強盜や強奪、および窃盜を行おうとするもその場で強盜に転じた案件で、報告を受けて現場検証に赴いた後、検証や訊問の状況について、三日以内に先に夾单を用いて通稟して検討させ、捕縛の命令に便ならしめよ。

〔各属呈報強盜行劫及行窃临时行強之案、據報詣勘後、即將勘訊情形、於三日内、先用夾单通稟察核、以便飭緝。〕

といつ規定が存在する<sup>〔1〕</sup>。このほか、道光二十九年に四川按察使の張集馨は、

およそ民間で盜案を報告してきたら、地方官は三日以内に先に夾单を用いて巡撫と按察使に稟明して、あまねく捕縛することを命じよ。

〔凡民間具稟盜案、地方官限于三日内、先用夾单稟明院司、分飭通緝。〕

という内容の章程を制定して管轄の各属に通達している。<sup>〔2〕</sup>

以上の通稟に関する諸事例より、道光期においては未だ全国レベルでの実施を定める規定は存在しなかつたものの、省レベルにおいては省例等、省中央からの命令という形式で通稟を実施している省が存在したということができる。

ただ注意すべきは、事件発生を報告する通稟であれば、道光期以前においても特定の案件や地域によつては行われていたことである。例えば『湖南省例成案』には次の記事が存在する<sup>〔3〕</sup>。すなわち、窃盜案件において贓物が四十両以上では通詳を行うのに対して四十両未満では季節ごとにまとめて報告することを定める乾隆二十年の「酌帰簡

易条款<sup>(14)</sup>」を踏まえ、湖南按察使は二十両までは酌帰簡易条款の規定通りとする一方、二十両から四十両までは驗文を用いて報告することを湖南巡撫に詳文で提案した。これに対し巡撫はその詳文に対する批において、按察使の提案を「いたずらに繁雜となるだけである〔徒覺其繁〕」として否定する一方、その代替策として、

まさに四十両以上についてはもとより例に照らして隨時通報し、四十両以下については被害者から報告を受けた三日以内に直ちに印稟を用いて先行して案件ごとに通稟せよ。

〔応令四十両以上者、固照例隨時通報、其四十両以下者、務於事主報到三日内、即用印稟先行逐案通稟。〕

と命じている。

ここにおける按察使の提案や巡撫の指示は、いずれも中央より依拠すべきものとして下された「酌帰簡易条款」の規定内容を省内においていかに適用すべきかという文脈でなされたものである。四十両以下の窃盗案件であれば刑罰としては笞・杖・枷号の範囲であるため、これらは、中央政府で完結される内結に対して、地方の省内で完結する外結の案件となる。当時、案件が外結である場合は、そのことを理由として省内手続が比較的柔軟な形でなされていた。<sup>(15)</sup> そうした柔軟な対応の一つとして、按察使の詳請内容ではなくそれを否定する巡撫批において代替策と通稟が提示されたとすれば、稟で関係各上司に報告するという通稟は、何かしら特別な手続というものではなく一般的に想起される手続なのである。

したがつて先の道光期における通稟の諸事例で着目すべきは、この時期に通稟という手続が存在したこと自体よりもむしろ、（少なくとも三省で確認できるように）複数の省において同様の手続としての通稟が同時期に確認で

きること、換言すれば、この時期に通稟が省レベルの実務として顕在化してきたことであろう。そしてその延長上に全国を対象とする内容の咸豐十年上諭が存在し、またそれは督撫からの奏請が契機であつたとすれば、咸豐十年上諭とは、それをもつて初めて各省に通稟の導入を企図するものではなく、省レベルの実務として以前から部分的に行われ、道光期にはある程度顕在化したと考えられる通稟の対象や手続を統一して全国レベルで実施することを企図する内容であつたと理解できよう。このように考えた時、事件発生の報告としての通稟は、それ以前より部分的には行っていたものの道光期に至つて省レベルにおいて顕在化した手続と見なすのが順当である。この意味において、盜案における通稟の実施は、道光期における盜案の裁判手続上の変化の一つとして位置づけることができる。

なお道光期において通稟が必要とされた理由について、例えば先述の四川按察使の張集馨は、州県官が通詳をせずに事件を粉飾ないし隠蔽することを防ぐために章程を制定したと述べるとともに、稟を受けた後に重大事件であれば直ちに委員を派遣して捕縛を助けることを指摘する<sup>[15]</sup>。事件の隠蔽や粉飾の防止、また事件初期段階における上司による適切な対処は、通詳が必要とされた理由と同様である。したがつて従来の通詳のみでは十分な効果が得られないため、さらなる手続として通稟も導入することとなつたと考えられる<sup>[17]</sup>。

## (二) 現場検証の委任

清代、命盜案件において州県官は、事件発生の報告に先だって現場検証が求められていた。この現場検証は、州県官の義務として原則として自ら立ち会うことが求められていた。しかし命案においては、おそらくは死体の腐乱などを考慮して、一定の場合には分防の佐式官等に検証を委ねること〔命案代驗〕が容認され<sup>[18]</sup>た。

道光七年、広西巡撫の提案により、「命案代驗」を援用する形で、盜案においても遠隔地の場合には州県の佐式官に検証を代わって行わせることが広西省の一部地域で認められることになった〔仿照「命案代驗」之例、責成該処分駐州同・州判・縣丞会同營汛代勘、繪圖訊供移牒該州縣審辦<sup>〔19〕</sup>〕。

広西巡撫は、今回の提案を行った理由について、

山道がでこぼこで険しく、人夫や車馬は行き難いため、被害者が盜案を報告しても検証現場には数日かかって到着することになり、兵を繰り出して捕縛に赴かせても犯罪者は早くに察知して逃れ隠れてしまう。また道路の往来に日時を費やせば、飾り立てる弊害が生じる可能性もある。

〔山路崎嶇、夫馬難行、遇有事主呈報盜案、往勘必數日方到、迨經撥兵差拿、該盜等早已聞風颶匿。且道路往来多日、亦恐滋裝点之弊。〕

と指摘する。<sup>〔20〕</sup>ここでは大きく二つのことについて指摘するが、前者の地形が険阻であることによる捕縛の困難さについては、現地の地形あるいは道路状況が道光期の前後で大きく変化したとは想定しづらい。したがって、この時期にこうした問題が意識されたのは、犯罪の増加に伴い現場検証の機会が増え、その結果として人員等、従来の体制では十分対応できなくなつたからと考えるべきであろう。また後者の「飾り立てる」という弊害」とは、権威ある官僚が現地に赴く際、沿道の民衆はそれに相応しいような応対をすべく迫られ、それが大きな負担となつたことを意味すると考えられる。しかしこれもまた前者と同様、道光期の前後でこうした負担に大きな質的变化が生じたとは考えにくいため、事案の増加に伴つてその負担が顕在化したと見なすべきである。したがつて、盜案における現

場検証の佐式官への委任とは、盜案の増加により従来の裁判制度のままで十分に対応できなくなる中で、より適切な対応を模索することにより生じた手続上の変化の一つとして位置づけられる。

### (三) 上申先の変更<sup>(2)</sup>

清代の刑事裁判では覆審制の手続が採用されていた。すなわち、科すべき刑罰が死刑の場合は皇帝が、流刑および人命徒刑の場合は刑部が、それ以外の徒刑の場合は督撫が裁可することが原則であった。この覆審制における省内手続では少なくとも徒刑以上についてはすべての案件が省の督撫までもたらされることになるが、その順序としては「州・県→府→按察使→督撫」となるのが原則であった。しかし直隸州や直隸庁などの親轄地方の案件では、「直隸州・直隸庁→道→按察使→督撫」の順となつた。<sup>(22)</sup>

嘉慶八年、湖南巡撫の奏請により、湖南省の鳳凰・乾州・永綏の三府の命盜事案について、直隸庁から按察使へ直接上申することが定められた。<sup>(23)</sup>また嘉慶十四年、雲貴總督の奏請により貴州省の普安州が直隸州へと改められた際、命盜事案は直隸州から按察使へと直接上申することが定められた。<sup>(24)</sup>この変更によつて、省内手続の順序が「直隸州・直隸庁→按察使→督撫」となり、上申の段階としての道が省略されることになつた。

上申先を道から按察使へと変更する理由として、前者は「該庁は遠隔地の苗地で省都から遠いため、犯罪者を省都に解審する際に遅延することが多い〔因該庁遠處苗地、距省窵遠、毎届解犯到省、多有稽遲〕」ことを挙げ<sup>(25)</sup>、後者は「該州は貴西道が駐在する威寧から離れること十数站で、すべて山僻の小路で細く回ること険阻であり、送致が疎かになる恐れがある〔該州距貴西道駐劄之威寧十有余站、俱係山僻小路、纖廻険阻、恐致疎虞〕」ことを挙げる。<sup>(26)</sup>ここでは、上申のうち特に犯罪者の送致を伴う解審を念頭に、遠隔地あるいは地形が険阻であることにより手続に遅延が

生じてしまうことを恐れて、道を省略して直接按察使へ上申して手続の遅延を防ぐことを企図した。

そもそも直隸州や直隸府を設置することは、それ自体より細やかで適切な統治を目指して行われるものと考えられる以上、必要に応じて上申先を変更することもまたそのような対応の一環として当然行われるべきものと見ることも可能である。ただこれを刑事裁判に即して考えてみれば、上申における原則を変更するという内容を有する以上、従来の手続のままでは十分な対応ができなくなる中でより適切な処置を企図した変更として理解し得るものである。そしてまた、ここでの手続変更は命案も対象であつて必ずしも盜案に限られるものではないが、それが解審を念頭においていた変更であったとすれば、後述する史料において盜案を中心に解審に関わる問題が手続変更の原因となつている場合が多いことを踏まえた時、ここでの手続変更もまた同様に盜案が中心と考えてよいのではなかろうか。

なおここで紹介した二事例のうち、前者については同省の「靖州」の事例に照らして実施されたものであるが、その靖州については条例化されていない<sup>(27)</sup>。また『読例存疑』の著者薛允升によれば、他省においても同様の対応が見られるも条例にはその規定がないとする<sup>(28)</sup>。以上より、直隸州や直隸府における上申先の変更はここで紹介した事例に止まるものではなく、より多くの場所で行われていたと考えるべきであろう。

#### (四) 解審先の変更

官僚が自ら審理を行った後、犯罪者の身柄と関係書類を上司にもたらしてその審理に委ねることを解審といふ。解審は、科すべき刑罰が死刑の場合は督撫まで、流刑および人命徒刑の場合は按察使まで、人命以外の徒刑の場合は府まで行われることが原則であった。

こうした解審について、省都から遠隔地となる特定の府州における人命徒犯と軍流犯の解審先を按察使から現地に近い道へと変更することが道光六年の条例により規定された。軍流犯には当然盜案関係も含まれるが、この変更により省都から遠隔地となる特定地域では省都まで解審されるのは死刑案件のみとなり、それ以外の案件では解審を行う場合でもその地域の府ないし道まで済むこととなつた。

この条例については別稿で検討したことがあるが<sup>(29)</sup>、乾隆年間より実施されていた遠隔地における秋審人犯の審錄を道に行わせることを援用する形で変更するもので、道光初年以降の各省督撫からの奏請を受けて制定された。そのため条例自体も秋審に関する条例から派生する形で制定された。

変更の発端になつたと考えられる道光元年の兩江總督の奏請<sup>(30)</sup>によると、江西省における遠隔地の三府州では犯罪者を按察使に解審する原則により積案が生じていて、その理由として、

地方の搶奪・竊盜や誘拐、凶惡な悪党が結社を作るなどの犯罪者で、狡猾な性格でない者はいない。しかし県や府で審理する場合は、証人があることで俯いて言葉が無い。一たび省へ解審されると、罪を恐れ、引き延ばしを図つて翻異したり、恨みから無関係の者を引き込んだりしようとする。

〔地方搶窃姦拐、凶惡棍徒結盟拜会等犯、無不狡黠性成。當縣府審訊時、因証左見在、俯首無詞。一絆解省、則畏罪図宕而狡翻、否亦挾仇扳累。〕

とあるように、省都へ解審されることによって供述を翻す翻異や無関係の者を引き込む誣扳が行われてしまふことや、

これらの犯罪者は充軍や発遣以下が多くなる。その舟車や食事の費用、および家の生活費、省までの旅費について官僚に仰がないものはない。……そのため一つの案件で州県は少なくとも数十両、多ければ数百両かかる。僻地の貧乏な官僚で身入りの少ないポストで事務も忙しく収入がほとんどなければ、その損失には耐えられない。そのため難を逃れて楽をしてようとして、こうした案件があれば心では気にかけてもあってその時々に捕縛しようとはしない。

〔此等罪犯、軍遣以下人犯独多、解役愈衆。舟車飯食及安家口糧、到省旅費、無不仰給有司。……是以毎案一起、州県少則數十金、多則数百両。山僻窮員、缺苦事繁、廉俸無幾、寃不勝其賠累。因而畏難苟安、遇有前項案件、心存顧慮、竟有不敢隨時拏究者。〕

とあるように、解審費用の不足により地方官が捕縛や審理を真剣に行わないことを擧げる。そして「法を執つて奸悪を懲らしめることを望むならば、必ず先に有司の為に費用を省かなければならない。成例に拘泥して患を残すよりは、時勢に按じて宜しきを図る方がよい〔欲執法以懲奸、必得先為有司省費。与其拘成例而貽患、孰若按時勢而制宜〕」という見地から、三府州の軍流犯および人命徒犯の解審先を道とするよう奏請した。

この両江総督の奏請において対象となる犯罪行為として「搶奪・窃盜」が挙げられているように、ここで変更の主眼となつたのは命案よりもむしろ盜案における手続であつて、同様な手続が人命の徒罪や充軍・流罪でも求められていたことから、そちらの手続もまた同時に変更されたと考えられる。ただ変更理由として言及される前者の翻異や誣撻については、そもそも省都への解審が必要とされる案件についてはその内容如何に関わらず生じる可能性のある問題であつて、これのみではこの時期において手続を変更する理由として十分ではない。したがつて、変更

する理由として重要なのはむしろ後者の解審費用に関わる問題であろう。費用の問題については後でも言及するが、裁判を担当する官僚が何らかの形で負担することが基本であったと考えられている。<sup>(31)</sup> そのため案件の増加は処理の困難さに直結するものであって、だからこそ「必ず先に有司の為に費用を省」くことが省中央において求められたのである。したがつてここにおける手続の変更もまた、この時期における犯罪の増加に既存の方法では十分に対応できなくなつたことがそもそもの原因であつて、かつその犯罪とは前者に掲げるような盜案であったと考えるのが順当である。

なお道光六年の条例は手続が変更される地域を網羅する規定方式であるため、条文としては行政区画の名称が長々と列挙されるような煩雜で体裁の悪いものとなつてゐる。こうした点に関連して、条例制定の経緯を伝える『大清律例按語』<sup>(32)</sup> の按語では、

湖南省の永順・沅州・靖州の各府州、ならびに四川省の寧遠・崇慶・夔州・綏定・酉陽・忠州・叙永の各府州に所属する州県の、通常の発遣・充軍・流刑および命案関連で徒刑に定擬する案件について、当該督撫からの上奏はないが、ただ当該府州所属の州県はいずれも省都から遠く、秋審の犯罪者ではすでに巡道の審査としているため、発遣・充軍・流刑・徒刑の犯罪者も該管の巡道に帰して最寄りで審査し、画一たることを明らかにする。

〔湖南省永順・沅州・靖州各府州、並四川省寧遠・崇慶・夔州・綏定・酉陽・忠州・叙永等各府州所属州県、尋常遣軍流及有閥人命擬徒之案、雖未拵該督撫奏及、惟各該府州所属州県、均屬距省篤遠、秋審人犯既經各歸該巡道審錄、則遣軍流徒人犯、自應亦歸該管巡道就近審轉、以昭画一。〕

と指摘する。奏請が無かつた省についてもわざわざ条文に組み込んで手続の画一化を図つたことは、各省の特定地域における手続の変更といった個別性の強い内容について個々の対応とはせずに繁雑であつても一つの条例に規定したことを踏まえて考えた際、関連内容を一律に条例へ規定することによって地方における裁判はあくまでも律例に基づいて行わせようとする刑部の意思がそこには存在したと言えるのではなかろうか。

### (五) 窃盜等における解審の一時免除

解審に関わる変更としてさらに、窃盜などの軍流犯では解審を府までとして、その先の解審を免除して書面のみの覆審とすることが道光十三年の条例により規定された。この条例についても先に検討したことがあるが<sup>33)</sup>、制定の発端となつたのは道光七年の護理山東巡撫の奏請であり、それが裁可されたのち道光十三年に四川總督が山東省と同様にすることを奏請し、その四川總督の奏請を受けて刑部が検討して条例が制定されるに至つた。<sup>34)</sup>

条例制定の発端となつた護理山東巡撫の奏請では、

山東省の窃盜の多さは全省で第一である。……ただ捕えた各犯は、多くが積賊・巨窩で罪は充軍・流刑・發遣となる。各州縣が發遣・充軍・流刑犯一名を処理する際、按察使に解審して審転させ、審理が終わつて戻すまで、かかる費用は少なくない。省都から近くても一名で五、六十両かかり、遠ければ百両程度かかる。平時は案件が少なく犯罪者も稀なので無理をして対応できるも、今は案件が多く犯罪者も増えているため、持ちこたえることが難しくなつてゐる。

〔山東窃盜之多、甲於各省。……惟是所獲各犯、多係積賊巨窩、罪應軍流遣戍。而各州縣每辦一遺軍流犯、自解司審転。〕

以及審明發回、需費不少。其距省近者、每人犯一名、約賠銀五六十両、遠則百余両不等。平時案簡犯稀、尚可勉強設措、今則案多犯衆、實屬難以支持。」

とあるように、数が多いとされる山東省の窃盜案件において省都の按察使までの解審を必要とする發遣・充軍・流刑犯が多いことにより、特に解審費用の問題から地方官の対応が困難になっているとし、「費用を節約して事を行ない易くさせれば、案件の処理はまさに効果を上げることができる〔俾費可節而事易行、斯辦理方能得力〕」と指摘する。他方、窃盜などの案件を審理する際の特徴として、

査するに、窃盜や搶奪、窩家の案件を審理する場合、すべて贓物の証拠と被害者の報告を拠り所とする。犯罪者の供述と被害者の報告が同じであり、贓物も確保して持ち主がそれと認めて受領するのであれば、罪状は明らかであつていささかも疑義は無い。他の發遣・充軍・流刑犯のように、虚実百出して必ず再三審理をして始めて定まるものとは同じではない。

〔查審辦窃盜搶奪及窩家案件、全以贓拠及事主報案為憑。若犯供既與報案相符、贓具又經起獲給主認領、則罪狀昭然、毫無疑義。与別項遺軍流犯、情偽百出、必須再三推鞠方可定讞者不同。〕

とあるように、これらの案件での罪状の認定は容易であつて他の案件のように慎重な審理を要するものとは異なつてゐることから、窃盜案件においては「按察使に送致して覆審することは行うべきでない〔似可毋庸解司覆審〕」と指摘する。そして、以上を踏まえて、窃盜などの軍流犯では解審を府までとして、その先には文書のみによる手続

とすることを奏請した〔応請、嗣後山東省審辦竊盜搶奪及窩家問擬遣軍流罪案件、……其計贓計次計人數治罪各犯、概免解省、統由該管道府州審明後、將人犯發回候示、一函妥叙招冊送司覆核、專案請咨〕。

この護理山東巡撫の奏請が皇帝により裁可され、その裁可を踏まえて同様の奏請が四川總督からなされた。その四川總督の奏請を刑部が検討し、「はじめに」で紹介したように、積匪・猾賊、すなわち竊盜の常習犯の増加は四川省以外でも生じているとした上で、山東省の提案と同様、解審費用に関わる問題と罪状認定の容易さに言及する。そして「各省の情形は異なるといえども、処理する章程は画一とすべきである〔各省情形雖有不同、而辦理章程宜歸画一〕」ことより、竊盜などの軍流犯の解審は府までとし、その先の解審を免除して書面のみ覆審とすることについて、全国で適用すべき条例として制定するに至つた。<sup>〔36〕</sup>

この竊盜等における解審の一部免除では、罪状認定の容易さが手続を変更する一つの理由として挙げられる。罪状認定が容易であれば慎重な審理が不要になるため、省都への犯罪者の送致を伴う解審を行わないことの有力な理由となるであろう。しかしそのような竊盜案件として性格は時期が違えば変化するという類のものではないため、このことがこの時期において手続を変更した直接的な理由になるとは考えにくい。したがって、直接的な理由はここでも解審費用に関わる問題と考るべきである。刑部が「近來、積匪・猾賊が社會に害をなす案件は日に日に多くなり」と指摘し、また護理山東巡撫が「平時は案件が少なく犯罪者も稀なので無理をして対応できるも、今は案件が多く犯罪者も増えているため、持ちこたえることが難しくなっている」と指摘するように、この時期における窃盜の常習犯の増加によって、こうした案件での省都への解審を行う手続は費用的に困難になり、そのことが要因となつて解審を府までとしてその先を書面のみの覆審とする手続への変更をもたらすことになった。ここよりこの変更もまた、同時期における窃盜の増加によって既存の制度では十分に対応できなくなる中、より適切な対応を模

索する過程で実施された手続上の変化として理解することができる。

なお先述の「(四) 解審先の変更」とここで検討した内容とを比較して興味深いのは、共に全国を対象とする条例という形で結実するに至ったものの、前者では多くの省からの奏請を前提として奏請がなかつた省も含めて手続を変更する内容の条例を制定したのに対し、後者では多くの省からの奏請がなかつたにもかかわらず、刑部において同様な状況は各省で生じているであろうと判断してその手続の変更を条例化したことである。これは時期的に前者よりも後者の方が後に制定されたことも影響はしているが、地方の現場のみならず中央においても犯罪の増加によつて既存の裁判制度がそのままでは機能しなくなりつつあることを認識するに至つたことの現われと見ることもまた可能であろう。

#### (六) 恭請王命と就地正法

恭請王命とは、皇帝の裁可を待つことなく督撫の判断で死刑を執行して事後報告する方法で、皇帝権威を象徴する軍器たる王命旗牌を刑場に立てて執行することからこのように呼ばれている。恭請王命については別稿で検討したが<sup>38)</sup>、その事例は少なくとも雍正期には確認できるものの、当時は個別事案に対する督撫の判断として行われるもので、それを規定する何らかの成文規範は存在しなかつた。それが乾隆中期以降、特定事案においてその実施を定める上諭が下され、また乾隆末年以降は条例にも組み込まれていくこととなつたが、この段階でもなお個別事案における督撫判断としての恭請王命が実施されていた。

道光二十四年、命盜の個別事案における督撫判断の恭請王命を包括的に規定する以下の議准が定められた。<sup>39)</sup>

今後、命・盜などの案件を審理する時、本例に「まさに先行して恭請王命により死刑にせよ」と明記される場合、審理した後、一方で上奏し、他方で恭請王命として先行して死刑にすべし。あるいは定例に「先行して死刑にせよ」という明文が無かつたとしても、その情罪を考えると実に重大であり、少しでも死刑を遅らせることができない場合は、また督撫らが権宜的に処理することを認めるが、実際の情形を奏摺により報告せよ。その他の通常の案件で、本例にただ「請旨即行正法とせよ」と述べるものは、すべて諭旨を待つてから処刑せよ。

〔嗣後審辦命盜等案、如本例載明「應先行恭請王命正法」者、方可審辦後、一面具奏、一面恭請王命先行正法。或定例雖無「先行正法」明文、核其情罪實在重大、不容稍稽顯戮者、亦准該督撫等權宜辦理、仍將實在情形隨摺聲明。其余尋常案件、本例但只言「請旨即行正法」、均應俟奉到諭旨、再行處決。〕

この議准では、条例に恭請王命を規定するものはそれに依拠するほか、そういうた規定が無い場合でも重大な事案で速やかな処刑が必要な場合には督撫がそれを実施して事後報告することが定められている。<sup>(39)</sup> 刑部はこの議准を制定した経緯について次のように説明する。

各省の免死逸盜を捕縛して審理する案件では、例に遵い諭旨を奉じてから死刑にする場合と、恭請王命として先行して死刑にする場合があつた。刑部は、罪名に出入が無いことから一々指摘して駁することは望ましくないとして、すべて案件ごとにその対応通りとしてきた。ただ処理は突き詰めると画一ではないため、各督撫・將軍・都統・府尹に命じるよう皇帝の旨を請うべきである。

〔各省審辦拏獲免死逸盜之案、有遵例俟奉諭旨再行正法、亦有恭請王命先行正法者。臣部因罪名尚無出入、未便紛紛指駁、均經隨案照覆。但辦理究不画一、相應請旨飭下各督撫・將軍・都統・府尹。〕

ここにあるように、議准を定める契機となつたのは免死逸盜案件、すなわち強盜で死刑を免除されて流謫された犯罪者が配所から逃亡するという案件（もともとは「強盜」律で死刑となるところをそれが免除された者であるため、逃亡して捕縛された場合は原則として死刑とされた）における督撫らの手続の不一致である。そうであれば今回議准でも対象をその案件に限定するという方向性があり得そうに思えるが、実際には問題となつた案件のみに限定されることなく、あらゆる案件を対象とした包括的内容となつてゐる。

こうした制定経緯から推察するに、恭請王命が条例に組み込まれるようになつた乾隆末年以降、そもそもは督撫判断により権宜的に行われていたはずの恭請王命がむしろ条例準拠の形で行われることが主流となつてしまい、逆に「先行して死刑にせよ」という明文が無かつたとしても、その情罪を考えると實に重大であり、少しでも死刑を遅らせることができない場合において恭請王命を選択することを督撫が躊躇するような事態が生じていたのではないか。しかしこの議准が制定された道光年間は、他の事例にあるように増加したと認識される強盜や窃盜等への適切な対処が求められており、そうした状況からすれば督撫判断の権宜的な恭請王命もまた必要に応じて行わなければならなかつたと考えられる。そこで刑部は、特定案件での恭請王命の手続を検討する機会を捉えて、改めて包括的な内容での恭請王命の定義づけを行つたのであるまい。

いずれにせよ、今回の議准は内容的には從来から行っていたことを改めて確認するものに過ぎないとはいへ、この段階で明文により規定されることによつて、督撫判断の権宜的な恭請王命はそれ以前よりも容易に選択される

ようになつたと推測される。そしてその対象は、この議准が制定された経緯からすれば、命案よりも盜案、具体的には主要な刑罰として死刑を定める強盜などが主要なものとして想定されていたのではなかろうか。

就地正法は清末において広範に実施された死刑の執行方法として有名である。これについても別稿で検討したことがあるが<sup>(40)</sup>、道光二十八年に雲貴総督の奏請により雲南の迤西地方における強盜を含む党与多数の匪犯に対しても五年の限りで実施が認められたのが始まりと考えられている。その手続としては、提督や總兵が王命旗牌を所持することに着目し、道・府まで解審してその先は書面による審理を行い、督撫が裁可して現地にいる提督や總兵に死刑を執行させるというものであつた。したがつてこの就地正法は、それ以前より行われていた恭請王命の手続のうち、省都への解審を免除する形で簡略化を図つたものである。

雲貴総督は就地正法を奏請する理由に關して次のように述べる<sup>(41)</sup>。

雲南省で從來解犯する場合、さまざまな苦労があつた。重犯一名を省都に移送するために、道々の囚籠を担ぐ人夫や派遣する差役と兵丁の飯食は、地方官の補填しないものはない。……地方官にとって、重犯を移送して省都に至らしめることから審明して処理するまで、既に補填の多さに堪え難いにもかかわらず、もし省都で供述を翻したことにより、往復して駁審し、或いは原審官を省都に召喚して一緒に覆訊させれば、州県は一犯を処理するために、何ヶ月も何年も奔走し外に居て回任できない場合がある。かつこの種の匪犯は、解省後に傍証無きを恃んで、とりわけ狡猾にも供述を翻しやすいだけでなく、その移送途中においても、そもそも馴伏させ難い。人より体力が勝つていてことにより、手枷・足枷をねじ切り、木籠をへし折つてしまふが、これらは

皆若輩の慣技である。甚だしきは、道の辺鄙な所や分かれ道で、匪党が密かに人数を集めて強奪を謀ることがある。もし兵役が敵わず殺傷された場合、要犯は強奪されてしまう。

〔滇省向來解犯、種種受累。凡重犯一名到省、沿途囚籠擡夫及簽派差役兵丁飯食、無非地方官賄墊。……地方官自起解重犯到省、以迄審明辦決、已不勝賠累之多、設有在省翻供、往還駁審、或調原審官到省隨同覆訊、則州縣因辦理一犯、而累月經年奔馳羈滯不得回任者有之。且此種匪犯、不特於解省後、恃無旁証、最易狡翻、即其起解在途、先已難於馴伏。緣有過人膂力、扭斷鐐鎋、攀折木籠、皆為若輩慣技、甚至路僻徑岐之處、其匪黨暗聚多人潛謀劫奪。若兵役力不相敵致被殺傷、遂將要犯劫去。〕

ここでは、解審費用、翻異、疎脱、劫囚などによつて、従来の解審の維持が困難であることを指摘する。このうち疎脱と劫囚については、十分な警備の人員が確保できれば解決可能な問題であるため、これらは解審費用の確保という問題に収斂してしまうことになる。翻異の問題は、先述の「(四) 解審先の変更」でも指摘したように、これのみではこの時期に変更する理由として十分ではない。そのため就地正法の導入とは、結局のことろ、今まで紹介してきた多くの事例と同様、多くの犯罪者を前に、現場が抱える解審費用の問題の対策として行われたと見なし得るものである。道光末年の就地正法とは、まさに「将来の各属における捕縛の要務は一刻も緩めることはできない。しかし緩めないように責任を持たせるには、まず苦勞を免らしめるべきである〔将来各属緝捕要務、竟無一刻可任放鬆。然欲責其不鬆、先須使之免累〕」と指摘されるように、現場の官僚が抱える費用の問題を手続変更によつて一定程度解消することで、より適切な処理を実現するために導入された手続と言える。

なおこの雲貴總督が奏請する就地正法を皇帝が裁可する上諭では、

該処は軍務がようやく終結したところであり、余匪はまさに厳しく処罰すべきである。そこで五年の年限を与え、年限に至つたら例に照らして督撫が親提し、審明して題本で上奏することを命じ、以つて制限を示し、画一を明らかにせよ。

〔該處軍務甫竣、余匪正当嚴辦。著即予限五年、俟限滿後、仍照例由督撫親提審明題奏、以示限制而昭画一。〕

と指摘する。<sup>(42)</sup> ここにあるように、道光末年の段階での就地正法は治安が悪化して軍事作戦を展開していた雲南省に限つての時限的な対応であつた。<sup>(43)</sup> その意味で、この時期の就地正法は制度全体として見た場合、なお一部の例外的な手続に止まるものであった。しかしながら、最も慎重を期すべき死刑においても、恭請王命からさらに一步進めで督撫が犯罪者を直接審理しない手続を認めるに至つたということは、刑事裁判制度の変更という見地からは重大な転換と見なし得るであろう。

### (七) 鎖帶鉄桿・鎖帶石礪

鎖帶鉄桿とは鉄の棒を鎖で身体に結びつける刑事処分であり、鎖帶石礪とは石の塊を鎖で身体に結びつける刑事処分である。鎖帶鉄桿と鎖帶石礪についても別稿で検討したが<sup>(44)</sup>、この両者には基本的に刑事処分としての質的な差異は存在せず、いずれも窃盗や恐喝などにおける杖・枷号・徒の代替刑ないし附加刑、あるいは発遣での附加刑のほか、また将来の犯罪の危険性より実施される保安処分としても用いられた。これらは少なくとも乾隆期には一部の省で部分的に実施されていたことが確認できるが、嘉慶十六年に四川総督による実施の奏請が裁可されて具体的な手続が定められて以降、多くの省が四川省に倣つて実施を奏請して条例に規定されるに至つた。ただ上述の「解

審先の変更」とは異なり、一つの条例としてまとめられることにはならず、関係する複数の条例に個々に規定される形をとつた。

鎖帶鉄桿と鎖帶石礎は、嘉慶十六年以降、各省督撫の奏請を受けて条例化されたことで、全国で一般的に用いられるようになった刑事処分と考えられる。しかし、各省督撫がこの導入を奏請する理由および刑事処分としての位置づけは、条例化されたものに限つても必ずしも一様ではない。

例えば嘉慶十六年の四川總督の奏請<sup>145</sup>では、

通常の罪が笞・杖に止まるすりについては、……これらの匪徒は积放された後、官法はこの程度に過ぎないと考え、凶暴で倣岸な性質は改まらず、法を軽んじることがさらに酷くなり、再び匪賊となることを防ぐことは難しい。……思うに、すりは軽い盜みとはいえ、日が経てば大きな犯罪者集団となるものであり、もし厳しく処罰しなければ、犯罪者の結びつきを防いで盜源を絶つには足らない。

〔尋常罪止笞杖之縉匪、……該匪徒責釁之後、以為官法不過如此、桀驁之性未馴、藐玩之性更甚、難保不復出為匪。……蓋縉匪雖係小窃、而日久即為大夥匪徒之漸、若不嚴加懲治、不足以杜糾結而絕盜源。〕

とあるように、刑罰が笞・杖相当の窃盜において、笞・杖という刑罰ではその効果が十分ではなく再犯が多いことから、より厳しい刑罰を科すために鎖帶鉄桿の導入を奏請した。そしてこれらの案件で、その内容に応じて杖を科した上で鎖帶鉄桿を一年から三年科すことが規定されるに至った〔其糾夥縉窈、有贓輕而訊係再犯、並帶有刀械者、枷号三個月、滿日折責、加繫帶鉄桿三年。如未糾夥、或糾夥而訊係初犯、帶有刀械者、枷号兩個月、滿日折責、加繫帶鉄桿

二年。其末窃物分贓而隨行服役、及帶刀到處遊蕩者、枷号一個月、滿日折責、加繫帶鉄桿一年<sup>[16]</sup>。

道光七年の山東巡撫の奏請では、まずその時点までの経緯を次のように説明する。

嘉慶二十三年に先任の温按察使が、山東省で窃盜が多いことより、今後三人以上で縄・笞・武器を所持して窃盜をした場合、首從・贓数・回数を分けず、すべて雲貴兩広の極辺煙瘴に発して充軍とする……ことを提案し、先任の和巡撫が上奏して皇帝の裁可を受けた。例を改めてから現在まですでに十年以上になり、新例に照らして加重して充軍や徒に定擬した者はすでに万余を下らないが、窃盜の風潮は結局のところ収まつていない。その理由を考えるに、一つには逃亡できることを恃みとしているからであり、一つには地方官が捕縛に力を尽くさないからである。

〔嘉慶二十三年間、前任臬司温、因東省窃盜繁多、議請嗣後如結夥三人以上、執持繩鞭器械行窃者、不分首從・贓数・次数、俱發雲貴兩広極辺煙瘴充軍……、經前撫臣和奏、奉諭旨允准、欽遵在案。計自改例至今、已越十年、照新例加重擬軍擬徒者、已不下万余名、而盜風究未稍息。推原其故、一則匪徒特其能逃、一則地方官緝捕不尽得力。〕

「はじめに」でその条例化について言及したが、山東省では窃盜が多いことより、嘉慶二十三年以降、三人以上の武器等を所持した窃盜の場合、一律に極辺煙瘴への充軍にするという厳罰で臨んでいた。<sup>[18]</sup>しかし道光七年の段階で巡撫は、配所から逃亡できる可能性があることや地方官が捕縛を疎かにしたことによつて、この厳罰化は窃盜に對して十分な効果が得られなかつたと評価する。そこでその反省を踏まえて次のように指摘する。

臣が愚考するに、盜を平らげるにはその源を清くするにあり、流れを絶つことは嚴刑峻法に限られない。もしこ法を重くして盜を止ましめ民を安んずるに足りれば、またどうして匪徒のために顧惜することがあろうか。すなわち法を厳しくしても賊が恐れず、刑罰を重くしても盜が止まなければ、処理が宜しきを得ていないのであつて、さらにじっくりと考えるべきである。……思うに、犯罪者の身に重いものを負わせることで、窃盜や逃亡ができなくなるため、これは実に盜賊を退治する要術である。

〔臣愚以為、靖盜在清源、而絕流不在乎嚴刑峻法。然使法重而足以息盜安民、又何必為匪徒顧惜。乃法嚴而賊不畏、刑重而盜不止、似辦理尚未得宜、更當從長計議。……蓋使之身負重物、不能行窃脱逃、實為治盜要術。〕

この引用の最後にある「犯罪者の身に重いものを負わせる」とは、鎖帶鉄桿や鎖帶石礎を意味する表現である。

ここでは、厳罰化にもかかわらず窃盜の抑止効果が上がっていないことはそうした処置が適切ではなかつたからであるとして、より適切な処置を実現するために鎖帶鉄桿や鎖帶石礎の導入、より具体的には枷・杖相当の窃盜について案情が重大である場合に一、二年の鎖帶鉄桿や鎖帶石礎を科すことを奏請した〔嗣後山東窃案、……其有情節較重、実係攜帶鐵槍・流星・刀劍等物及倚衆賊、並兇横拒捕傷人、本罪止於枷杖者、即鎖帶鉄桿・石礎一、二年〕。地方官が捕縛を疎かにすることとは、刑罰が充軍になることによつて按察使までの解審が必要となることに対し、そのような費用負担が困難であるため地方官が意図的に犯罪者を野放しにしておくことを意味すると考えられる。その対策として鎖帶鉄桿や鎖帶石礎が導入されたとすれば、こうした刑事処分が地方官にとつて費用面や手続面において簡便で行いやすい方法と見なされたためと言えよう。

同じく道光七年の湖廣総督の奏請では、管轄の襄陽府の窃盜などに關して次のように提案する。<sup>(15)</sup>

湖北省の襄陽府において……民間の牛馬や衣服を窃盜・搶奪して……徒に定擬した犯罪者は、配所に発すると逃亡しやすい。捕縛して元の配所に発しても、ひそかに舞い戻つて問題を起こすことは免れがたい。そこで斟酌して、徒の定擬すべき犯罪者は、審理して明らかになった後、原籍にて鎖帶鉄桿五年し、配所へは発しない。杖に定擬する犯罪者は、鎖帶鉄桿三年とする。

〔湖北襄陽〕郡……搶窃民間牛馬衣服……其間擬徒罪之犯、發配易于逃逸。迨經緝獲、仍發原配、亦難免潛回生事。酌將應行擬徒之犯、于審明後……即在原籍繫帶鎖帶鉄桿五年、毋庸解配。罪應擬杖之犯、繫帶鎖帶鉄桿三年。」

ここでは窃盜などで徒刑となつた犯罪者が配所から逃亡して再犯してしまふことを理由に、配所に送致することなく原籍において鎖帶鉄桿を科すことを提案している。徒は原則として同一省内への流謫となるが、流謫される距離が近いことのほか、恐らくは配所先での管理が不徹底であるために逃亡を許してしまふことから、より適切な受刑者管理を実現するという目的でその導入が提案されたと考えられる。ただ、徒刑の代替刑としての鎖帶石礪が五年であつてその期間が徒刑で最も重い場合の三年よりも長いこと、また杖刑相当でも鎖帶鉄桿三年としていることからすれば、明確な言及が無いとはいえ、厳罰化という要素も存在していることを併せて見て取るべきであろう。

以上、四川・山東・湖北の三省の事例を紹介したが、各省が鎖帶鉄桿・鎖帶石礪の導入を提案する理由として挙げることは厳罰化やより適切な处置の実現と一様ではなく、また刑事処分としての位置づけもまた杖刑や枷号の附加刑ないし代替刑の場合や徒刑の代替刑の場合などと一様ではない。このことは、鎖帶鉄桿・鎖帶石礪の条例化に際して、複数の条例に個々に規定されることにも繋がつた。

ただ鎖帶鉄桿・鎖帶石礪を巡つて内容あるいは刑事処分としての位置づけに差異が存在するものの、各省督撫の

提案において、嘉慶から道光にかけて窃盜などの案件において裁判から科刑に至る手続およびその刑罰が從来の在り方ではもはや適切な処置とはならず、何らかの形で対応策を講じることが必要と考えられた点では一致する。そしてそれは、捕縛が疎かになることや配所での管理が不徹底になることが導入の理由に挙げられていることからすれば、同時期における窃盜などの犯罪の増加という要因が大きく影響しているものであった。こうしたこととは、結果として、同時期における窃盜等に対する刑事処分としての鎖帶鉄桿・鎖帶石礮の条例規定による一般化に大きく寄与することになったと考えられる。

### (八) 費用の確保

ここまで嘉慶・道光期における盜案の裁判に関する様々な制度変更を紹介してきたが、それらの多くで理由として掲げられていることが費用の不足である。盜案の裁判において犯罪者の捕縛や解審、あるいは配所への移送などに相応の費用がかかつたが、先述のように、それらの費用は基本的に各州県が何らかの形で支出したと考えられている。しかしこの時期においては、護理山東巡撫の「平時は案件が少なく犯罪者も稀なので無理をして対応できるも、今は案件が多く犯罪者も増えているため、持ちこたえることが難しくなっている」という指摘に象徴されるよう<sup>50</sup>、もはや州県官の自助努力のみでは対応が困難であると認識されていた。

こうした問題に対する直接的な解決方法として、何らかの形で盜案の裁判でかかる費用を確保しようとする動きが見られた。

このことに関して張世明氏は、費用問題の中心たる「解費」、すなわち解審や配所への送致にかかる費用について、これを州県官が最も苦しみ嫌がることであったとした上で、当時の清朝が企図した解決方法として、①督撫が

州県官に解費の確保を強要すること、②中央が各省督撫に責任をもつて解費を確保させること、③州県官の罰俸銀を解費に充てることと、④就地正法の四点を挙げる。<sup>〔51〕</sup> このうち①については、費用確保について州県官が主体的に行うか督撫に強要されるかという動機づけの違いは存在するものの、州県官が何かしらの形で費用を確保しなければならないという点では従来と変化がない。③について、張氏は『皇朝經世文統編』に収録される史料に依拠して紹介する。しかしこの史料は、地方において実務を担当する地方官のものではなく、社会の様々な問題について意見を具申する立場にある言官たる給事中の上奏であるため、これが実際に実行に移されたかどうかはこの史料のみではなお定かではない。また④について、先述のように道光末年に雲貴総督が奏請した就地正法には解審費用の問題の対策という要素を見て取ることができるが、費用の確保を検討するここでの問題関心とは異なる。

したがって費用を確保するという問題関心からここで特に着目すべきは②となるが、これについて氏は、道光十七年の福建省で、塩務から毎年銀二万両の利息を生じさせ漳州や泉州における捕縛や解審の費用に充てたことを紹介する。このように、省中央で何らかの形で運用資金を確保してその利息を費用に充てることは他省でも行われていた。例えば広東省について、『粵東省例新纂』には次のようにある。<sup>〔52〕</sup>

本省の盜風はもともと盛んで、各属が捕縛や解審に費やすところ莫大である。かつて道光四年に奏請し、広西省の章程に照らして、布政使庫の米耗・盈余の項目から銀二万両を借り、充公の項目から銀二万両を借り、通省充公の項目から銀一万両を借り、また糧道庫の普濟堂の項目から銀五万両を借り、併せて銀十万両を南海・番禺二県の塩・当二商に発して利息を生じさせることとした。毎年銀一万両の利息を得て、五千両を元金の返済に充て、五千両を経費に充てることとした。

〔本省盜風素熾、各屬獲犯審解所費不貲。曾經道光四年奏請、查照廣西章程、在於藩庫米耗盈余項下借銀二萬兩、充公項目下借銀二萬兩、通省充公項下借銀一萬兩、糧道庫普濟堂項下借銀五萬兩、共銀十万兩、發南・番二縣鹽・當二商生息。每年計得息銀一萬兩、以五千兩歸還原本、五千兩撥充經費。〕

広東省では道光四年の奏請により、布政使庫と糧道庫から一時的に資金を供出して運用資金とし、毎年の利息の半分を返済に充て、もう半分を捕縛や解審の費用として収入が少ない州県に割り当てることが行われた。そしてそれは「広西省の章程に照らして」とあることからすれば、広西省においても同様の措置が取られていたことが分かる。また以下に述べるように、詳細は不明ながら、山東省でも類似の措置が取られていたようである。

以上のはか、「捐」という形式で地方官から資金を募り、それを費用とすることも行われていた。例えば山東省について、先に紹介した道光七年の護理山東巡撫の奏摺において、

捕縛の経費については、先に金策をして利息を生じさせて支給するも、なお足りないため、すでに自分と布政使・按察使・道台・知府から年に按じて養廉銀を捐出して懸賞や搜査の費用としている。

〔緝捕経費、前雖籌款生息而支給、仍多不敷、已由臣与各司道府等、按年捐廉以資懸賞購線之用。〕

と言及する<sup>34)</sup>。ここでは捕縛の費用について、おそらくは省中央で金策を講じてその利息を充てるとともに、それでも足りない分については知府以上の官僚、すなわち費用の確保に奔走しなければならない州県官以外から捐出させることが行われた。

また山西省について、道光十八年の段階で朔平府知府であった張集馨は、自らの事績として次のことを述べる。<sup>(55)</sup>

別に緝捕章程を考え、「……卑府は章程を酌定し、各属と相談して、缺分が優の場合は毎月銀三十両を捐出させ、缺分が瘠の場合には毎月銀十五両を捐出させ、半分を捕縛の費用とし、半分を送致の費用とする。……卑府の管見、行うべきか否か、伏して示遵を乞う。謹んで稟する。」と言及した。布政使と按察使が稟の内容を巡撫に詳文で上げ、申巡撫は大いに称賛して……直ちに刊刻して通行することを命じた。

〔另籌緝捕章程、云「……卑府酌定章程、擬商各属、缺分優者、毎月捐銀三十両、缺分瘠者、毎月捐銀十五両、以一半發為緝捕之費、以一半存為解犯之用。……卑府管轄之見、是否可行、伏乞示遵。謹稟」。經兩司拠稟詳院、申中丞大稱賞……令即刊刻通行。〕

当時、知府であつた張集馨は、下僚たる州県官と相談して、各ポストの収入高に応じて州県官より資金を捐出させ、それを捕縛および解審などの送致の費用とすることを提案した。それが最終的に巡撫の裁可を得て省例として規定されるに至つた。これは省例という形に規定され、また費用を州県官に出させていることからすれば、張氏が①として紹介した方法の具体的な一例として見て取ることができる。

以上、嘉慶・道光期における捕縛や解審などにかかる費用の確保の事例を紹介したが、こうした問題は必ずしも盜案に限定されるものではなく、命案においても当然問題となり得ることである。ただ張氏が紹介する福建省の事例、あるいは山東省の事例が主に盜案を対象とするものであつたことからすれば、こういった問題は盜案においてより顕著であつて、その対策も盜案を対象とするものが中心になつたと思われる。<sup>(56)</sup>

また時期についても、同じく張氏が解費問題はすでに明代に生じていたと指摘するように、嘉慶・道光期以前にこうした問題が存在しなかつたわけではない。ただ物の順序として、制度を運用するのに費用が不足する場合、第一に考えるのは何らかの手段を講じてその費用を確保することであり、それが覚束ないあるいは十分ではない場合、第二に考えるのが制度そのものの変更などを通じて費用を削減することではなかろうか。ここまで紹介してきた他の手続変更の諸事例とは、ここでいうところの第二の方法であって、それは第一の方法では対応しきれないからこそ導入された方法と考えるべきである。このように考えた時、費用に関する問題とは嘉慶・道光期には非常に深刻であり、そのため各種手続の変更によつて費用削減の努力をする一方、ここで紹介したような費用そのものを確保することについても従来以上に積極的に模索されたのではなかろうか。その意味で、費用の確保という問題は、従来から存在はしたであろうがこの時期に特に顕在化したものの一つと見て取ることが可能であろう。

### (九) 嘉慶・道光期の条例

嘉慶・道光期の盜案の裁判において生じた様々な手続上の変化は、基本的には各省がそれぞれ抱える個別事情に基づいて対応したことによつて生じたものであり、また多くの場合、それが奏請されて刑部の検討を経て皇帝が裁可し、さらには条例編纂を経て条例として規定されることもあつた。こうした手続上の変化は、それが必要とされる要因が基本的に各省で大きく異なることから、各省で一定程度共通する内容となる場合が多かつた。しかし各省の対応としては、例えば先に紹介した道光七年の山東巡撫の鎖帶鉄桿等に関する奏請において、

臣が先に広東にあること二十年で、初めて赴任した際は盜賊が非常に多かつた。後に巡撫と按察使が議を定め、

情は重く法が軽い場合に鎖帶鉄桿・鎖帶石礮とした。地方官はその簡便で行いやすいことを好み、まじめに捕縛を行い、盜案はこれによつて減少し、実際に非常に効果があつた。近年、直隸、江蘇、四川、河南、湖北、湖南、陝西、貴州などの省が先後して上奏し、依照して処理している。

〔臣前在廣東二十年、初到時見賊盜繁多。後經院司定議、將情重法輕者鎖帶鐵槍・石礮。地方官樂其簡便易行、認真繕捕、盜案因而漸稀、實已著有成效。近年直隸・江蘇・四川・河南・湖廣・陝西・貴州等省皆先後奏明、依照辦理。〕

と指摘するように<sup>(38)</sup>、他省で行われている方法が効果あるものとして自省でもそれを導入する、あるいは参考にするといったことによつて、結果として各省で一定程度共通する内容となつたものであつて、単純に他省と手続を一致させることを目的とするものは少なかつたと考えられる<sup>(39)</sup>。

それではこうした各省からの奏請を検討した中央の刑部は、それらに対してもどのように対応し、また条例を制定するに至つたか。

まず当時における条例の在り様について、薛允升は、

乾隆年間は新たに制定された条例は最も多かつたが、その意は詳細にして備わつてることを求めたもので、煩瑣であることは免れなかつた。しかしそして通例であつて、なお各省の専条は無かつた。嘉慶末年以降は一省一例であるが、これはいかなることか。

〔乾隆年間、添纂条例最多、意在求其詳備、未免過於煩瑣。然俱係通例、尚無各省專條。嘉慶末年以後、一省一例、此何為者也。〕

と指摘する<sup>(6)</sup>。また『清史稿』においても同様に、

嘉慶以降、期に按じて開館し、道光、咸豐から同治まで、条例は増加して一八九二条に至った。思うに清代の定例は宋代の編敕と同じであり、例があれば律は用いないため、律は多く空文化し、例もいよいよ煩雑になつた。その間、前後で抵触し、あるいは律外に加重し、あるいは例によって律を破り、あるいは一事で一例を設け、あるいは一省や一地方の専門の例があり、さらにはある例から別の例が生じたりした。他の部の則例と食い違うだけでなく、一つの例を各門に分掲する場合でも異なつてしまふことがあつた。

〔嘉慶以降、按期開館、沿道光、咸豐以迄同治、而条例乃增至一千八百九十有二。蓋清代定例、一如宋時之編敕、有例不用律、律既多成虚文、而例遂愈滋繁碎。其間前後抵触、或律外加重、或因例破律、或一事設一例、或一省一地方專一例、甚且因此例而生彼例。不惟与他部則例參差、即一例分載各門者、亦不無岐異。〕

と説明される<sup>(6)</sup>。

周知のように、清代の成文法は、律が乾隆五年の改正をもつて固定化され、以降の法変動は定期的に編纂される条例によつて担わることとなつた。こうした条例について、薛允升や『清史稿』は、嘉慶期以降、「一省一例」「一事一例」などと称される特定の地域や事象にのみに適用される条例が数多く制定されるに至つたとする。本稿で紹介する盜案の裁判において生じた様々な手続上の変化もまたこの時期に条例化されたとすれば、それらを規定する条例もまたその多くが特定の地域や事象にのみに適用されるものであつたと考えられる。

こうした状況は、当時の条例の多くが各省督撫による個々の問題への対処のための奏請を契機として制定された

ことが一因と考えられる。ただ注意すべきは、刑部の段階において、各省からの奏請内容をただ漫然と条例化したのではなく、必要な場合には各省の奏請内容の画一化を図っていたことである。例えば先に紹介した「(五) 解審先の変更」では、各省からの奏請を踏まえ、奏請が無かつたものの同様の問題が生じると考えられる省まで含めて手続を画一化する形で条例を制定するに至っている。また「(四) 窃盜等における解審の一部免除」では、一部の省からの奏請があつたのみであるが、刑部はそこで対象となつている各省で生じているであろうと判断して、全国を対象として画一的に手続の変更を条例化した。

このように必要な場合には画一化を厭わない刑部であつたが、他方で「(七) 鎖帶鉄桿と鎖帶石礮」で紹介したように、一つの条例という形で画一化されず、刑事処分の位置づけおよび手続の両面においてそれぞれ内容が異なるものとして複数の条例に個々に規定される場合が存在したこともまた事実である。つまり刑部としては、条例編纂にあたつて、画一化を図る場合もあれば画一化を図らない場合もあつたことになる。

それではこのような刑部の対応の違いは何に由来するのであろうか。その要因の一つとして考えられるのが、そこで問題となつている対象案件が本来的に内結であるか外結であるかという違いである。内結と外結については「(一) 事件発生を報告する通稟」においても若干言及したが、本稿で紹介した事例に即して言えば、画一化を企図する条例が制定された「(四) 解審先の変更」は人命徒犯と軍流犯が対象であり、「(五) 窃盜等における解審の一部免除」もまた同じく軍流犯が対象であるが、これらの案件はその完結に刑部の許可が必要とされる内結である。また「(六) 恭請王命と就地正法」のうち、前者の恭請王命についてもそれを包括的に規定する議准において画一化が企図されたが、死刑という点に着目すれば、本来的には皇帝が裁可する内結となる。これらに対し、条例化に際して画一化が図られなかつた「(七) 鎖帶鉄桿・鎖帶石礮」は、その対象となつた案件は科すべき刑罰が徒刑

以下となる窃盜等であつて、それらは省内で完結される外結である。案件が外結である場合、先述のようにその省内手続は比較的柔軟な形でなされていたが、そのため刑部としても、そういうたた案件であるが故に各省毎の対応を尊重し、条例化する際も手続や対象案件の差異について特に画一化を図らなかつたのではないか。それに対しても案件が内結であれば、中央が責任をもつてその案件を完結する必要があり、そこで条例化に際しても各省が行う手続段階について可能な限り画一化の実現を図つたのではないか。

各省の奏請を受けて刑部が条例化するにあたつて、以上のように全国レベルでの画一化を図るかどうかで対応が異なつていたが、ただ図らなかつた場合であつても皇帝裁可の章程による個別的対応として律例外に置くことはせず、その個別的内容のままで条例に取り込むに至つたことは注意を要する。こうしたことが主な原因となつて、嘉慶期以降、薛允升や『清史稿』<sup>④</sup>が指摘するような状況が生じていたとすれば、こうした個別的内容の条例が生じたこと自体がこの時期における条例の大きな特徴であると言えよう。そして（各省の提案を皇帝や刑部が容認することで個別に設けられる）章程の山積が一因となつて条例編纂が行われなくなるに至つたとされる光緒期の状況から振り返つてみれば、個別的内容の条例とは、なお手続法・実体法を含めた刑事裁判の在り様全体を中央が定める法律内に完結させようとする努力の結果として生じたものであるとして、（薛允升や『清史稿』の立場とは反対に）むしろ積極的に評価されてもよいのではなかろうか。

## 第二章 嘉慶・道光期における盜案の裁判の特徴

前章において、嘉慶・道光期における盜案の裁判で生じた、あるいは顕在化した変化について紹介した。こうし

た変化はその多くが従来の手続等の変更に関して各省督撫が奏請して皇帝の裁可を経たものであり、したがつてそれらは官僚制の頂点に存在して裁判の全体を統括する立場にある皇帝の容認が得られているものである。

それではこうした各省の個別事情に由来する盜案の裁判上の変化はいつごろから確認できるのであろうか。換言すれば、督撫の奏請に基づく従来の裁判手続等の変更について、皇帝はいつごろからそれを容認するようになつたのであろうか。この問題について、以下に紹介する嘉慶十年の事例が参考となる。

嘉慶十年、兩広総督は洋盜犯などの裁判手続に関する次の上奏を行つた。<sup>63)</sup>

捕縛した犯罪者は合計で五百名程度であり、現在、速やかに省城に連行して迅速に審理するよう命じている。数案から十案程度たまるのをまつて、駅伝で一回上奏することとすれば、処理は簡易となり、駅通も煩わせることにならないであろう。

〔統計獲犯五百余名口、現飭飛提省城迅速審辦。俟積有數案及十案内外、由駅具奏一次、庶辦理簡易、不致屢煩駅遞。〕

洋盜の場合、適用される律例は基本的には「強盜」条であるため、官僚が定擬する刑罰としては死刑となる場合が多い。そのためこうした案件は基本的に皇帝への上奏が必要となるが、ここで兩広総督は、審理すべき犯罪者が多いことから皇帝への上奏を複数の案件でまとめて行うことによつて手続の合理化を図ろうとした。この両広総督の提案に対し、嘉慶帝は次の旨を下している。<sup>64)</sup>

該省で捕縛する洋盜犯や各項の匪徒は、死刑に定擬するものが多い。総督は審理して明らかにしたのち、おの

ずから案件ごとに上奏し、刑部に下して審理する旨を待つべきである。これは旧章であつて、どうしてまとめ上奏する理があるうか。……ところが、案件ごとに上奏すると煩雜であると称して、今回の奏摺の中で十数の案件を叙述して、僅かに人名を書くのみで事件内容を記述しない。これではたとえ刑部に下してもどのよう審理すればよいのか。これは明らかに権力を握ろうとするものであり、その対応は大いに誤っている。……もし現在のところ捕縛した犯罪者が多いというのならば、従来も該省が捕縛した犯罪者は少なくなかつた訳であるから、総督が迅速に審理をして、駅伝で速やかに上奏して完結をまてばよく、どうして監獄が詰まつてしまふことを心配するのか。

〔該省撃獲洋盜及各項匪徒、均係間擬重辟居多。該督於審明後、自應逐案奏聞、候旨交部核辦。此係旧章、豈有彙摺具奏之理。……乃輒稱逐件具奏、事涉煩冗耶、此次一摺之中、敘述至十數案、僅列人名、不叙情節、即交部從何核議。跡似攬權、所辦大謬。……若云目下獲犯較多、則從前該省獲犯亦復不少、該督但能迅速審辦、由駅馳奏候結、又何患囹圄壅積乎。〕

ここで嘉慶帝は、両広総督が提案する上奏をまとめて行うことのほか監獄の問題も併せて言及しているが、総督の提案する方法では刑部において従来通りの審理を行うことが不可能であるとしてそれを厳しく退ける一方、その関連で想定される監獄が不足する問題についても総督が迅速な審理を行えば克服可能であると指摘している。

両広総督としては、今回審理すべき犯罪者が非常に多いことから、従来通りの対応であると支障が生じると考え、そこでまとめて上奏するという対応をとることによって裁判手続の合理化を図ろうとした。したがつて、ここにおいては提案の前提として「犯罪者が非常に多い」という従来とは異なる状況が存在したことになる。しかしそれに

対して嘉慶帝は、犯罪者が多くとも従来通りの対応が可能でありた必要であるとして、それができないことは結局のところ官僚の懈怠であるとして非難している。つまりこのやりとりが行われた嘉慶十年という段階では、少なくとも皇帝においては、犯罪者が増加しているという状況変化に対して官僚の努力によつて対応が可能であると考えており、状況変化に応じた裁判手続の変更にはなお消極的であったと見なすことができる。

しかしながら、本稿で紹介してきたように、嘉慶期の特に後半以降、皇帝が裁可する、あるいはさらに進んで条例化に至るような盜案における裁判手続の変更が数多く確認できるようになる。例えば、こうした変更の一つとして先に紹介した道光末年の就地正法においては、雲貴総督の奏請を検討した刑部は、「総督らの上奏するところは、地方を安寧にするためであるので、例文に拘泥して牽制することは望ましくない〔該督等所奏、係為緩請地方起見、未便拘泥例文、致令有所牽制〕」と指摘<sup>[65]</sup>し、道光帝もまた手続的に一定の制限を科しながらも厳罰化のための手続変更に賛意を示した。手続の変更に対して皇帝が裁可を与えていた以上、当然と言えば当然であるが、道光末年までの段階において皇帝もまた各省の状況変化に対応した形での盜案の裁判における手続変更を容認するようになつていたのである。ここより皇帝は、嘉慶期の後半から道光期にかけて、各省からの奏請を裁可する過程において、裁判手続等の変更の奏請を容認する立場に変わつていったと見て取ることができる。

ところで手続の変更を求める地方官が認識するところの状況変化とは、ここまで繰り返し言及してきたように、「犯罪の増加」の一語に尽きるであろう。そのことは実際に裁判を担当する地方官にとって「費用の不足」という問題に直結するものであった。そのため、こうした問題はまずは末端で実際に捕縛や送致などを担当する州県官において顕在化し、後にそれが省全体の裁判を統括する督撫などにおいても看過できない問題と見なされるようになつたと考えられる。そしてそのような認識を有するに至つた督撫が皇帝に奏請するなどして、中央の刑部や皇帝も

徐々にそうした問題に対して理解を示すようになったと思われる。このように末端の州県官が直面した裁判実務における特に費用面での困難さが徐々に上司においても浸透していき、最終的に皇帝を頂点とする官僚制全体の共通認識となるに至つたのが、嘉慶から道光期にかけての盜案の裁判が置かれた状況であったと言えよう。

しかしながら、従来と同様の裁判の質を維持するためには何らかの形で費用を確保しなければならないという至上命題を前に、制度の頂点にいる皇帝もまたこの時期においては抜本的な対策を講じることはなかつた。そのためこの時期においては、現場たる地方の要請による個々の対策を最終的に皇帝が追認するといういわば弥縫的な形での制度変更がなされていった。その結果、この時期の裁判制度は、統一法典たる律例の中に「一省一例」のような条例が存在することに象徴されるように、全体としてはなお統一的な相貌を持ちつつも地方の個別的対応によつて「つぎはぎ」がなされているような状態になつていたと考えられる。そしてそういつた「つぎはぎ」は、省などの地方が主導する形で推し進められ、またその範囲は時が下るにつれて徐々に拡大していくのである。

このような性質を有する嘉慶・道光期の盜案の裁判のあり方について、前章で紹介した個々の事例の内容を踏まえて全体としての特徴を考えた場合、おおよそ以下の三点が指摘できるのではなかろうか。

第一に、厳罰化の傾向である。これは嘉慶二十三年の山東省の奏請にかかる条例のように既存の刑罰を加重するものもあれば、鎖帶鉄桿・鎖帶石敵のように事実上新規の方法を導入する形での厳罰化もあり、また恭請王命や就地正法のように手続を迅速化することによる厳罰化もあつた。こうした厳罰化は、犯罪の増加を前に『周礼』の「乱れた国を治めるには厳しい法を用いなければならぬ」〔刑亂國用重典<sup>(6)</sup>〕を実現したともいえるが、特に手続的な要素による厳罰化は慎重な審理を犠牲にするものとなるため、結果として冤罪の増加にもつながる場合があつたと考えられる。<sup>(5)</sup>

第二に、省内に着目した際の、省中央による州県官への統制強化である。犯罪者を捕縛して刑罰を科すためには、まずは末端の州県官が真剣に取り組まなければならない。そのために省中央としては、一方で通稟など上司の監督下で案件の適切な処理を行わせる手続を確保する一方、解審先の変更や費用の確保など、犯罪の増加によって特に費用面において対応に苦慮する州県官の現状を改善し、州県官が無理なく対応できる状況の実現を目指した。省中央は様々な手法を駆使して州県官に真剣に案件に向き合わせることで、裁判の実を確保しようとしたと言えよう。

第三に、中央と地方の関係における分権化である。これは「つぎはぎ」の譬えで説明したところであるが、当時の条例の「一省一例」に代表されるように、皇帝や刑部が各省の個別対応を尊重して画一化を図らなかつたことは、結果として刑事裁判における中央の各省に対する統制力が低下し、その一方で省が持つ役割が重要になつたと考えられる。「一省一例」であつてもそれを条例化することによつて、この時期はなお律例の全国で参照される統一法典としての機能を維持し、それを参照する限りで全国大での統一的な裁判制度を実現するも、実質的には相当程度、省毎を単位とした法制へと移行したと言えるのではなかろうか。

以上、嘉慶・道光期の盜案の裁判の特徴として三点指摘したが、この中で最も重要なのは第三の分権化ではなかろうか。すなわち、厳罰化傾向についてはその内実は各省様々であるが、その様々であることが成立する前提として分権化傾向が求められるであろうし、省中央の統制強化もまた省を単位としてまとまるという点で分権化傾向を前提とする方が理解しやすいものである。その意味で、この時期の盜案の裁判の特徴としてまず挙げるべきは分権化であり、その分権化を前提とする形で厳罰化傾向や省中央の統制強化が生じたと考えられるのではなかろうか。そしてこうした分権化は、犯罪の増加によってそれに対処のために費用を確保する必要があつたことから、各省がそれぞれの状況に応じて様々な対策を講じたことに由来するものであつた。そのため、中央がこうした問題につい

て積極的に認識し、強力なリーダーシップでもつて必要な費用について十分に確保する、あるいは制度そのものを抜本的に改めるといった措置を講ずれば、あるいは異なる展開もあり得たかもしれない。しかしそのようなことは行われず、基本的には弥縫といった形での現場の自助努力に委ねてしまつたことから、結果として、各省の費用を巡る対策がここになつて盜案の裁判における分権化が進んでしまつたのではなかろうか。

清代後期、「内輕外重」「督撫重權」などと言われるよう、中央の地方に対する統制力が低下する一方で、各省の力量が増大して督撫の役割がより重要となつた。そうした傾向が刑事裁判の分野でも確認できることは以上のことをより明らかであろう。ただ「内輕外重」等に関しては、一般に税制面での釐金の導入や軍事面での鄉勇などが具体例として挙げられるが、それらは咸豐期における太平天国への対処が発端になつたと考えられている。しかしながら刑事裁判、特に盜案においては、咸豐期以前、嘉慶・道光期以来の傾向としてそれを見て取ることができる点に大きな特徴があつた。

### おわりに

本稿では嘉慶・道光期における盜案の裁判において確認される様々な手続上の変化を紹介してきたが、これらの変化は事件発生を報告する段階から実際に刑罰を科す段階まで、一連の手続における様々な段階で確認することができるものであつた。当時の犯罪全体における盜案の割合は詳らかでないが、案件としての性質を考えたとき、命案よりも盜案の方が少なかつたとは想定しにくい。そのため、本稿で紹介したような嘉慶・道光期の盜案の裁判手続において様々な変化が見られたことは、単に盜案のみの話に止まるものとしてではなく、むしろ乾隆期以来の刑

事裁判制度が嘉慶期以降、そのままでは十分に機能しなくなつていたことを意味すると考えてよいように思われる。

したがつて嘉慶・道光期の変化とは、その段階すでに十分に機能しなくなつていた刑事裁判制度を必要に応じて修正することを通じてなお機能させようとする嘗為の結果として生じたものと考えるべきである。つまりこの時期における変化とは刑事裁判制度を弥縫するものであつて、そのような弥縫が行われることによつて、それ以前から清朝の裁判制度としての一貫性をある程度維持することが可能だつたと言えよう。

しかしながらこうした在り方も咸豐期に入ると頓挫する。すなわち、咸豐期には太平天国などへの対処が最優先課題となり、その結果、末端の州県官の判断で就地正法が行われるなど、反乱地域を中心として裁判制度がほとんど機能しない状態に陥つた。この時期は弥縫以前の問題として、裁判制度の根幹すら十分に機能しなくなつていたと考えられる。

その後、咸豐末年から同治期にかけて、太平天国などの収束に日途が立ちつつある中で、従来の裁判制度への回帰が模索されるようになる。ここで注意すべきは、従来の裁判制度への回帰とは、乾隆期以前の裁判制度ではなく、本稿で紹介する嘉慶・道光期における手続の変化が反映されたものであつたと考えられることである。回帰がどの程度実現したかはともかくとして、回帰が実現したとしても嘉慶・道光期の特徴と考えられる刑事裁判の分権化傾向を解消することに繋がるものではなかつた。したがつて実質的な意味において全国大での集権的な法制を実現するにあたつては、単に嘉慶・道光期の裁判制度に回帰するのでは不十分であり、より根本的な変革が必要であつた。清末、二十世紀にはいつてようやく西洋近代法の導入を中心とする抜本的な法制改革が行われたが、その内在的因素の一つとして刑事裁判の分権化傾向が存在するとすれば、それは嘉慶期以降、十九世紀のほぼ一世紀にわたつて存在していたこととなる。

- (1) 洪亮吉「洪亮吉集」(中華書局、二〇〇一年)一冊十六頁、卷施閣文甲集卷第一「生計篇」。
- (2) 『大清律例按語』卷八十一、「刑律賊盜「窃盜」條、条例附載按語。
- (3) 賀長齡「耐菴奏議存稿」卷一、「窃盜繁多請變通解審摺」(道光十三年奏准通行已纂例)。
- (4) 「統增刑案匯覽」卷十六、「罪應擬流之窃盜、俱免其解省」(道光十三年奏准通行已纂例)。
- (5) 抽稿「獄成」の現場——清代後期刑事裁判における罪状自認と衆証——」(鈴木秀光・高谷知佳・林真貴子・屋敷二郎編「法の流通」慈學社、二〇〇九年)では、刑事裁判における事実認定に関して「清代後期」という時期を設定して検討している。
- (6) 滋賀秀三「清代中國の法と裁判」(創文社、一九八二年)二十九～三十頁。
- (7) 例えば、窃盜を訴えるも実際には強盜と考えられる場合に現場検証をして通詳することを定める乾隆五年の奏准などが存在する(張偉仁「清代法制研究」(中央研究院歷史語言研究所、一九八三年)一冊二、五十九(六十頁案肆註一))。
- (8) 『清史稿』卷二〇七、疆臣年表四、各省總督、咸豐十年。
- (9) 『咸豐同治兩朝上諭檔』(廣西師範大學出版社、一九九八年)咸豐十年八月十五日(十冊一五六四)。
- (10) 『東省通飭』(中国古代地方法律文献 内編)社会科学文献出版社、二〇一二年、第十三冊「命盜情重案件十日内先行通稟(道光六年)」。
- (11) 『粵東省例新纂』(成文出版社、一九六八年)卷七、「刑例盜賊「盜案三日通稟」。
- (12) 張集馨「道咸宦海見聞錄」(中華書局、一九八一年)一二二頁。
- (13) 『湖南省例成案』刑律賊盜卷三、「窃盜賊自一兩至二十兩者仍築冊報二十兩至四十兩者用驗申報其窃盜未獲該管府州提比」獲酌量獎賞(乾隆二十三年)。
- (14) 「酌歸簡易条款」については、抽稿「詳結——清代中期における輕度命盜案件処理」(『法学』六十三卷四号、一九九九年)一二一～二六頁を参照。
- (15) 内結と外結については、滋賀秀三「清代中國の法と裁判」二十四頁、また抽稿「杖斃考——清代中期死刑案件処理の一考察——」(中国——社会と文化)十七号、二〇〇二年)一六二～一六三頁を参照。
- (16) 張集馨「道咸宦海見聞錄」一一二頁。なお張集馨は、総督が事件を粉飾していたため下僚が上司の意向を踏まえて隠蔽や粉飾を行っていたと指摘する。直ちに一般化することはできないにせよ、隠蔽や粉飾の原因を考えるとき興味深い。
- (17) なお、道光元年の浙江省において通詳の期限について強盜は三日、大窃は六日、小窃は十日とすることを内容とする省例が制定

定されたように【治浙成規】卷八、臬政「緝捕章程」(道光元年)、従来の通詳のままでは十分な効果が得られないという状況を前に、通詳そのものの改善を図るという対応も存在した。

- (18) 【大清律例按語】卷六十八、刑律断獄「檢驗屍傷不以實」条、条例。
- (19) 【大清律例按語】卷九十四、刑律断獄「有司決囚等第」条、条例附掲按語。
- (20) 同前。
- (21) 以下、(三)～(五)で扱う内容に関しては、那思陸『清代州縣衙門審判制度』(文史哲出版社、一九八二年)第三章第四節二「審転」において、関連条例などに依拠して簡単な紹介がなされている。
- (22) 黄静嘉編校『読例存疑重刊本』(成文出版社、一九七〇年)一二五二頁、四二一十三十二「州県一切案犯、由府審転解司、直隸州一切案犯、由道審転解司。此定章也、而刑律並無明文。」
- (23) 【大清律例按語】卷八十八、刑律断獄「有司決囚等第」条、条例附掲按語。鳳凰・乾州・永綏の三府は嘉慶元年に直隸府とされた。
- (24) 【大清律例按語】卷八十八、刑律断獄「有司決囚等第」条、条例附掲按語。普安州は、嘉慶十四年に直隸州、同十六年に直隸府となり、光緒三十四年に普通の府に変更された。
- (25) 註二十三所掲史料。
- (26) 註二十四所掲史料。
- (27) 黄静嘉編校『説例存疑重刊本』一二五一頁、四二一一二十九「三府係照靖州之例、径解臬司、而靖州例、並未纂入、似嫌遺漏。」
- (28) 黄静嘉編校『説例存疑重刊本』一二五一頁、四一一一九「此条下貴州普安州一条、均係徑解臬司、毋庸解道之例。然命盜重案、不由道審転、径解臬司者、尚不止此數處。四川邛州重案、並不招解建昌道、而例無明文、自係遺漏。」
- (29) 描稿「清末就地正法考」(東洋文化研究所紀要)一四五冊、二〇〇四年)、九〇十頁。
- (30) 孫玉庭『延釐堂集』奏疏卷中(道光元年兩江總督)。なお【大清律例按語】の当該条文の按語(【大清律例按語】卷九十四、刑律断獄「有司決囚等第」条、条例附掲按語)によると、孫玉庭を含む各省督撫からのそれぞれの省に関する変更の奏請は道光二年から四年の間に行われているが、ここに紹介する江西省に関してはそれらの奏請には含まれておらず、道光元年にすでに奏請して皇帝の許可を得ており同一の事象であるため当該条文に組み込んだと説明されている。したがって江西省に関する奏請は厳

密には条例制定の直接的契機となつたとは言えないが、各省における一連の奏請の嚆矢であり、また兩江総督の孫玉庭に限つても管轄する省における同様の奏請の嚆矢であつたことより、ここでは「変更の発端になつたと考へられる」と位置づけられた。

- (31) 滋賀秀三『清代中國の法と裁判』四十四頁註七十六、張世明『法律・資源与時空建構——一六四四—一九四五年的中國』第四卷司法場域（廣東人民出版社、二〇一二年）、六二七頁。
- (32) 『大清律例按語』卷九十四、刑律斷獄「有司決囚等第」条、条例附掲按語。
- (33) 抽稿「清末就地正法考」十ー十一頁。
- (34) 註四所掲史料、『刑案匯覽』卷五十九、「川省窩賊請照東省免其解審」（道光十二年說帖）。なお正確には、道光十二年の段階で四川總督より刑部に咨文により提案がなされ、刑部はそれに理解を示すも制度変更に關わるので奏請せよと回答し、それを受けて四川總督より奏請がなされた。
- (35) 註三所掲史料。
- (36) 註四所掲史料。
- (37) 抽稿「恭請王命考——清代死刑裁判における「權宜」と「定例」——」（法制史研究）五十四号、二〇〇四年。
- (38) 『大清律例增修統纂集成』卷三十七、「斷罪引律令」条、上欄附件。
- (39) 「說帖」（道光十九年至二十八年）冊十一、道光二十四年上、河南司「審辦命盜重案、罪犯不容稍稽顯戮、權宜先行正法、其餘均應俟奉旨處決」。
- (40) 抽稿「清末就地正法考」。なお就地正法に関する近年の成果として、張世明『法律・資源与時空建構——一六四四—一九四五年的中國』第四卷司法場域、第五章「人命幾何——就地正法若干問題發微」が挙げられる。
- (41) 『林則徐集・奏稿』（中華書局、一九六五年）下、五四〇「嗣後迤西緝獲要犯請准審明就地正法片」（道光二十八年六月十三日）。
- (42) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』（廣西師範大學出版社、二〇〇〇年）道光二十八年九月十一日（五十三冊九八六）。
- (43) 就地正法が全国で実施されるのは咸豐期の太平天国の時期になつてからである。抽稿「清末就地正法考」参照。
- (44) 抽稿「鎖帶鐵桿・鎖帶石礮と清代後期刑事裁判」（法學）七十五卷五号、二〇一二年。
- (45) 『刑案匯覽』卷十六、「川省縉匪酌加枷号繫帶鐵桿」（已纂例）。
- (46) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』嘉慶十六年八月十日（十六冊一九三）。

- (47) 〔刑案匯覽〕卷十六、「東省竊盜仍歸田例酌帶石礎」（道光七年通行已纂例）。
- (48) 註二所掲史料。
- (49) 〔大清律例按語〕卷九十七、刑律賊盜「恐嚇取財」条、条例附掲按語。
- (50) 註三所掲史料。
- (51) 張世明『法律・資源与時空建構——一六四四—一九四五年的中國』第四卷司法場域、六二七〇—六三〇頁。
- (52) 盛康『皇朝經世文統編』卷一〇二、刑部五、治獄中、陳壇「請撥州縣罰俸銀兩為解案経費疏」。
- (53) 〔粵東省例新纂〕卷七、刑例盜賊「各屬獲解審會盜經費」。
- (54) 註三所掲史料。
- (55) 張集馨『道咸宦海見聞錄』三十五—三十六頁。
- (56) ただそのことは命案において何ら対策がなされなかつたことを意味するものではない。例えば山田賢氏が紹介する四川省の三費局（山田賢『移住民の秩序——清代四川地域社会史研究』）（名古屋大学出版会、一九九五年）一九九頁）は、道光末年以降に登場した、「命案」における緝捕・検驗・招解に必要な経費を備蓄しておき、收支を管理する機関である。
- (57) 張世明『法律・資源与時空建構——一六四四—一九四五年的中國』第四卷司法場域、六二一頁。
- (58) 註四十七所掲史料。
- (59) 嘉慶十六年に四川總督が鎖帶鉄桿を奏請した直後、四川省に隣接する陝西省南部および甘肃省南部について、陝西巡撫および陝甘總督がそれぞれ四川省にならつて鎖帶鉄桿とすることを奏請したが（陝西省は「刑案匯覽」卷十六「陝西省縉匪仿照川省辦理」、甘肃省は那彥成『那文毅公二任陝甘總督奏議』卷二十五「綏靖終南」嘉慶十六年十二月三十日奏）、これらは地理的に隣接していることを理由として他省と手續を一致させようとした数少ない事例と考えられる。
- (60) 黃靜嘉編校『說例存疑重刊本』六七一頁、二六九—三十二。
- (61) 〔清史稿〕卷一四二、刑法志一。
- (62) 〔清史稿〕卷一四二、刑法志一「德宗幼冲繼統、未遑興作。兼之時勢多故、章程叢積、刑部既憚其繁猥、不敢議修、群臣亦未有言及者、因循久之。」
- (63) 〔那文毅公兩広總督奏議〕卷十二、剿撫洋盜（嘉慶十年七月二十五日奏）。
- (64) 〔嘉慶道光兩朝上諭檔〕嘉慶十年八月七日（十冊一一二四）。

(65) 『刑案匯覽統編』卷三十二「迤西大夥盜巨匪解由道府親勘」（道光二十八年説帖）。

(66) 「周礼」秋官司寇第五、大司寇。これは当時の官僚が裁判に関してよく用いた言い回しである（例えば、姚瑩『誠小錄』卷七、「董文恪公」）。

(67) 特に就地正法は清末の段階で冤罪の温床として大きな問題になつたと考えられる。就地正法が関係する冤罪については、拙稿「清代刑事裁判における州県官の対応に関する一考察——淡新檔案の盜案の科刑事案件を一例に」（『法制史研究』六十二号、二〇一三年）を参照。

### 【付記1】

本稿は、JSPS科研費二四七三〇〇〇五の助成を受けた研究成果である。

### 【付記2】

本稿は、平成二十五年十一月三十日に富山大学で開催された共同シンポジウム「近世中国の刑法と司法機構」において行つた報告「清代嘉慶・道光期における盜案の処罰について」に加筆・訂正をえたものである。シンポジウム席上、参加者から数多くの有益な意見を賜つた。記して謝意を表する。